



AGENCIA ESPACIAL  
DEL PARAGUAY  
PARAGUAY

PARAGUÁI ARAPYREGUA  
ÑANGAREKOHA  
PARAGUÁI



パラグアイ宇宙庁と宇宙航空研究開発機構との間の  
平和的目的のための宇宙活動分野における協力覚書

パラグアイ宇宙庁及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構は、以下総称して「両当事者」、個別に「当事者」といい、日本国とパラグアイ共和国との間の伝統的な友好関係及び協力関係を想起し、2021年3月14日に両当事者の機関長によって署名された「パラグアイ宇宙機関と宇宙航空研究開発機構との間の平和目的のための宇宙分野の活動における協力に係る意向表明書」及び協力の可能性を探求するための両当事者間の過去の対話を想起し、平和的目的のための宇宙活動分野における協力により、特に社会的な又は科学的な発展に対する相互利益の関心を表明し、次の点に達した。

### 第1項：目的

1. 本協力覚書は以下「本覚書」といい、その目的は、平和的目的のための宇宙活動分野における両当事者間の共同活動に関するあり得る協力を検討することである。かかる検討は、相互利益、平等性及び互惠主義に基づき実施される。
2. 両当事者は、利益の相互尊重の上で各々の明確な権限の範囲内で活動し、日本国及びパラグアイ共和国の法令並びに国際法の規則及び原則に従いつつ、本覚書の下で、情報の交換及びあり得る協力の検討を行う。

### 第2項：協力分野

1. 両当事者は、a)地球観測衛星データの利用、b)超小型衛星開発、及びc)人材育成の分野で情報交換を行う。議論の対象分野は、両当事者の書面による相互の同意によって、追加され得る。
2. 両当事者は、本覚書の下で実施される活動への第三者の関与を、共同で協議し、決定することができる。



3. 個別の協力分野に関する事項及び手順は、両当事者の同意により別の文書において決定される。両当事者は、特に、両当事者が協力する上での個別の技術的及び詳細な財政的側面、両当事者の責任並びに必要なに応じて両当事者の知的財産権に関する事項を含む技術的な事項及び条件を定めることができる。

### 第3項：財政的事項

両当事者は、財政的な相互義務を負うものではない。別段の決定がない限り、本覚書の下での活動の実施中に発生する全ての費用は、書面による相互の同意に沿って両当事者が自ら負担する。

### 第4項：秘密保持

1. 両当事者は、本覚書の下で取得され、かつ秘密として表示を付される情報又は文書を、当該情報を提供した当事者から事前に書面による同意を得ることなく、本覚書に定める目的以外の目的で使用すること及びかかる情報又は文書を本覚書第2項2に記載した第三者を含む第三者に提供することを禁じる。
2. 本覚書の下で取得され、秘密として表示を付される情報又は文書は、両当事者により、彼らが自身の秘密情報を扱う場合と同程度の注意を払われ、いかなる場合も合理的な注意を下回ることはないものとする。

### 第5項：紛争の解決

両当事者は、両当事者間の直接の協議及び交渉を通じ、本覚書の解釈又は適用に関するあらゆる紛争の解決に努める。

### 第6項：本覚書の位置付け

本覚書は、国際法上の法的拘束力のあるいかなる義務も生じさせない。

### 第7項：有効期間、修正及び終了



1. 本覚書の下での協力は、署名日から開始され、5年間継続する。
2. 両当事者は、相互の書面による同意により本覚書の内容を変更することができる。
3. いずれの当事者も、本覚書の終了を希望する日の6か月前までに他方の当事者に対して終了する意思を書面で通知することにより、本覚書を終了することができる。
4. 本覚書の終了は、本覚書に沿った終了時点において未完了の個別の活動の実施及び条件に影響を及ぼさない。

2024年5月3日にアスンシオンで、スペイン語、日本語及び英語により同等の価値を持つそれぞれ本書二通を署名した。本覚書における事項の解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

宇宙航空研究開発機構のために



署名

理事長 山川 宏

パラグアイ宇宙庁のために



署名

大臣 長官

ALMIRÓN RIVEROS Osvaldo